

平成19年11月29日
交通政策審議会
第27回港湾分科会

資料4

「港湾関係事業の中期計画（仮称）」 の作成に向けて

平成19年11月
国土交通省 港湾局

※港湾関係事業には港湾海岸事業等あらゆる港湾関係の事業を含む。

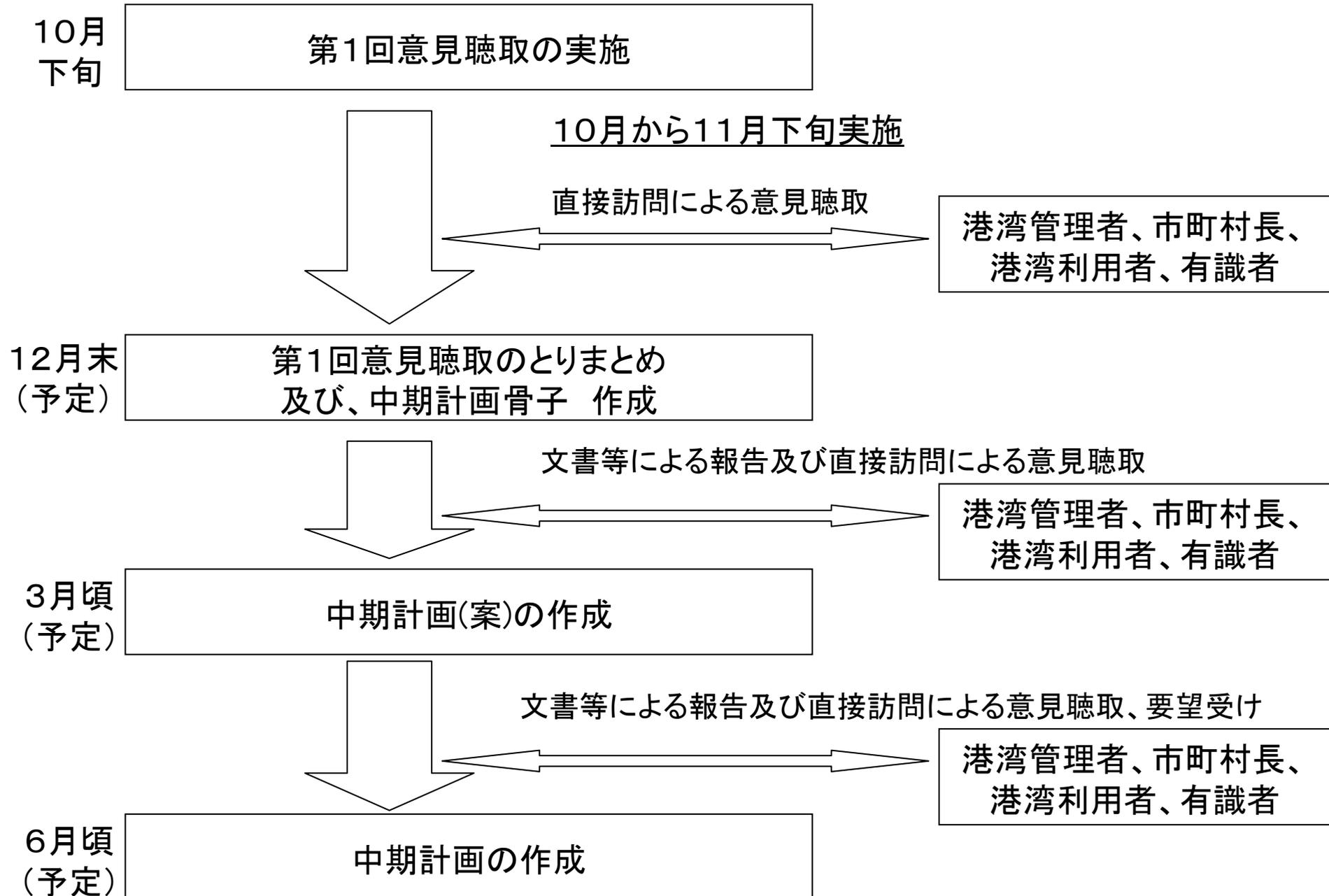
港湾関係事業の中期計画(仮称)について

中期計画(仮称)は、真に必要な港湾関係事業について、平成20年度以降の中期的な期間に実施する具体的事業を分かり易く提示するものと想定。

<作成にあたっての基本的考え方>

1. 我が国産業の国際競争力の強化、地域の活性化などの課題に的確に対応するため、港湾政策として取り組む施策の一層の重点化を図ること。
2. 取り組む事業について、これまで以上のコスト縮減を図ることなど効率化を徹底すること。
3. 国土形成計画、社会資本整備重点計画など、国全体の計画や政策と連携を図ること。
4. 地域や利用者の要望を、これまで以上に、丁寧に、幅広く、繰り返し聴きながら作成すること。

中期計画(仮称)策定の全体スケジュール



計画の基本的な事項

■計画の対象

港湾及び港湾海岸に係るあらゆる施設や事業を対象として意見聴取を伺い、それらの意見を踏まえて、最終的に計画に掲載する対象を決定する。

■計画期間

分かり易い計画を策定するとの観点を重視し、事業実施に要する期間も勘案し、概ね10年とする。

■計画の見直し

社会経済状況の急激な変化等も予想されることから、皆様のご意見を伺いながら、計画期間途中でも必要に応じて見直しを行う方向で検討。

■事業手法

事業手法については、当該事業が具体化しないと決まらないため、計画の中では定めない方向で検討。